

パンフレット読替表

本資料は、2025 年 1 月更新契約の「総合パンフレット」(2024 年 6 月作成)に記載されている内容のうち、今回の募集にあたり、読替えていただきたい内容について記載した資料となります。制度内容等の詳細については「総合パンフレット」をご一読ください。

1. いのちの保険（年金払特約付こども特約付団体定期保険【生命保険】）

意向確認【ご加入前のご確認】 ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入)ください。			
---	--	--	--

ページ	項目	パンフレット記載内容	読替内容
－	ご加入にあたり	－	今回のご案内につきましては以下のお取り扱いはできませんのでご注意ください。 ・既にいのちの保険にご加入している方(配偶者・こどもを含みます)の保険金額変更 ・既にいのちの保険にご加入している方の配偶者・こどもの追加加入
8 ページ	配当金について	●1 年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いしますので、実質的な負担は軽減されます。	●1 年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いしますので、実質的な負担は軽減されます。ただし、今回は 6 か月で収支計算を行います。
	継続加入者向けのご案内	●現在、本人死亡・高度障害保険金(年金原資)300 万円、400 万円、600 万円、700 万円、800 万円、900 万円、1,100 万円、1,200 万円、1,300 万円、1,400 万円、1,700 万円、2,200 万円、3,800 万円、3,986 万円に加入の方は、同保険金額のまま継続できます(退職後は上記限度額までの金額に限り)ますが、同保険金額への新規加入・変更はできません。	対象外
	保険料について	●記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後 3 か月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算いたします。 ●P7～P8 の保険料表に記載のない保険金額の保険料については、申込書に添付の「既加入(同額継続)の方向け保険料表」をご確認ください。	●記載の保険料は <u>正規保険料</u> です。 対象外
9 ページ	保険期間	1 年間(2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日)で以後毎年更新します。	6 か月間(2025 年 7 月 1 日～2025 年 12 月 31 日) で以後毎年 1 年ごとに更新します。
	保険料	在職中の方は、毎月の給料から差し引きます。(初回は 1 月分給料から)	保険料は、毎月の給料から差し引きます。 (初回は 7 月分給料から)
	配当金	この保険は 1 年ごとに収支計算を行ない、剰余金があれば配当金として加入者(保険年度期末である 12 月 31 日有効被保険者)に 3 月(予定)、還付されます。	この保険は 1 年ごとに収支計算を行ない、剰余金があれば配当金として加入者(保険年度期末である 12 月 31 日有効被保険者)に 3 月(予定)、還付されます。 ただし、今回は 6 か月で収支計算を行います。
10 ページ	加入時および内容変更時のご注意点	●新規加入・保障額の増減・脱退・その他保障額以外の変更(例：保険金受取人の変更)をご希望の場合は、所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、P2 に記載の提出先にご提出ください。 ※保障額の増減・脱退・その他保障額以外の変更の場合も押印は必要となります。 ※申込印兼確認印兼告知印は鮮明に押印ください。	● 新規加入をご希望の場合は 、所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、P2 に記載の提出先にご提出ください。 ※申込印兼確認印兼告知印は鮮明に押印ください。

2. 病気・ケガの保険（団体総合生活保険）

ページ	項目	パンフレット記載内容	読替内容
18 ページ	認知症アシスト	搜索支援サービス ●緊急連絡ステッカー ●搜索協力支援アプリ『みまもりあいアプリ』	搜索支援サービス ●緊急連絡ステッカー ●搜索協力支援アプリ『みまもりあいアプリ』 ※ 2025 年 9 月末日をもって本サービスは終了いたします。

3. その他

ページ	項目	パンフレット記載内容	読替内容
40 ページ	よくある質問(Q11)	※帰国時の取り扱いは、Q38・Q39 をご確認ください。	※帰国時の取り扱いは、 Q37・Q38 をご確認ください。
41 ページ	よくある質問(Q15)	※退職後、日本国外へ移住される場合は Q39 をご確認ください。	※退職後、日本国外へ移住される場合は Q38 をご確認ください。
裏表紙	お問い合わせ	首都圏第一課・第二課	首都圏 営業課
		和歌山営業所 073-435-4601	和歌山営業所 073-436-1263